

磯子区少年野球連盟(学童部) 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 『名称』
本連盟は磯子区少年野球連盟(学童部)と称する。

第2条 『事務所』
本連盟の事務所は横浜市磯子区内の理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 『目的』
本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を磯子区内及び近隣する地域の少年全般に普及し、その健全なる発展を計ると共に、会員相互の親睦と少年の健康と体位の向上に寄与することを目的とする。

第4条 『事業』
本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 春秋二回の軟式野球(学童部)大会の主催。
- 2 新人戦大会の主催。
- 3 ジュニア大会の主催。
- 4 他団体が主催する大会で、本連盟が協賛・共催・後援する大会に参画。
- 5 横浜市少年野球連盟学童部及び神奈川県少年野球連盟学童部の主催する大会に参画。
- 6 軟式少年野球の普及発展及び技術向上に関する活動。
- 7 審判技術の向上に関する指導と研究。
- 8 野球施設の整備と改善に関する事項。
- 9 その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

第5条 『会員の種類』
本連盟の会員は正会員、賛助会員、運営役員とし、役員に関しては第4章に規定する。

第6条 『正会員』
正会員は次の条件を具備しなければならない。

- 1 構成員が神奈川県内に居住し、本連盟に登録し、承認されたチームとする。
- 2 構成員は他のチームに二重登録はできない。
- 3 少年野球チームは必ず20才以上(成人)の代表者又は監督を必要とする。
- 4 チームの代表者又は監督は磯子区内に居住又は拠点を要する。
- 5 正会員は主将を含めて、25名以内の競技者によって編成しなければならない。尚、代表者(又は総監督)、監督、コーチ(2名)、スコアラー、マネージャーは各1名を、競技者25名の範囲以外で登録することができる。

第7条 『賛助会員』
賛助会員は、正会員以外で本連盟の趣旨並びに事業に賛同し、協力する個人、法人、団体とする。

第8条 『加盟及び脱退』

- 1 正会員となるチームは、連盟の定める登録申込書3通を各大会前の指定された期日までに、連盟に提出して資格の審査を受けなければならない。
- 2 正会員はその登録事項に異動を生じた時は、速やかに連盟に書類をもって届けなければならない。
- 3 正会員は前項のほか、次の事項のひとつに該当する時は、その資格を失う。
 - イ 第6条に定める条件を具備しなくて連盟が不適格と認めた時。
 - ロ 自ら脱退の意思を表明した時。
 - ハ 除名の処置をとられた時。

第9条 『規律』

- 1 正会員たるチーム及びその構成員は、他地区連盟に加入することはできない。
- 2 正会員たるチーム及びその構成員は、営利的、宣伝的、政治的などの効果を求めるような目的で開かれる大会に、出場することはできない。
- 3 正会員たるチーム及びその構成員は、本規約並びに付属規定に違反することはできない。
- 4 正会員たるチーム及びその構成員が、前各項に違反した時は常任理事会または理事会において除名、あるいは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

第4章 役員

第10条 『地区理事の定数』

- 1 地区よりの理事の差し出し人員は下記に示す。

滝頭地区	5名以内	洋光台地区	5名以内
屏風浦地区	5名以内		
- 2 理事長が必要と認めた時は、理事会の承認を得て、上記人数を超えることができる。

第11条 『役員と定数』

- 1 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名以内
理事長	1名	副理事長	2名以内
常任理事	10名以内	理事	15名以内
監査役	1名		
相談役	3名以内	参与	3名以内
- 2 理事長が必要と認めた時は、理事会の承認を得て、上記人数を超えることができる。

第12条 『役員を選出』

- 1 前第11条の役員は、理事会で選任されたものとする。
- 2 理事は各地区正会員より推薦され、理事会または常任理事会の承認を得たものとする。

第13条 『会長及び理事長の職務』

- 1 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 理事長は本連盟の行事を企画運営し、統轄する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
- 5 会長、理事長は緊急を要することで、理事会、常任理事会に計る暇のない時はこれを執行することができる。
- 6 会長は常任理事会を代表し、常任理事会の決定事項を執行する。
- 7 理事長は理事会を代表し、理事会の決定事項を執行する。

第14条 『監査役・相談役及び参与』

- 1 監査役・相談役及び参与は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。
- 2 監査役は、会計担当者から提出された、収支決算書並びに証書類等の監査を行う。
- 3 相談役は、本連盟の主要な役にあつた者並びに学識経験者。
- 4 参与は、理事として永年本連盟の運営に功績のあつた者。

第15条 『事務局』

本連盟に事務局を設置する。

- 1 事務局は、理事会への資料作成及び本連盟の事業に関する提案並びに連絡調整を行う。
- 2 事務局は、理事長がこれを指揮する。
- 3 事務局を代表して、事務局長1名を任命する。事務局長は、理事会の承認をもって選出する。
- 4 事務局内に記録係を設置する。
- 5 記録係は連盟主催・共催の大会記録を保持し、保存する。
- 6 記録係担当者は事務局長が選任し、任期は1期2ヶ年とする。再選は妨げない。

第16条 『役員の任期』

- 1 役員の任期は1期2ヶ年とする。但し、再選を妨げないが年齢を制限する。

会 長・副会長	75才迄
理事長・副理事長	70才迄
常任理事・理 事	70才迄
監査役	70才迄
相談役	
参 与	
- 2 役員の任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は前任者または、現任者の残任期間とする。

第5章 審判部

第17条 『主旨』

本連盟に審判部を設置し、審判技術の向上を図る。

第18条 『資格』

- 1 審判部に所属するものは、神奈川県少年野球連盟学童部主催の全日本軟式野球連盟の公認審判員養成講習を習得したものとする。

第19条 『担当業務』

- 1 審判員は、本連盟主催・協賛・共催・後援の各大会、及び野球教室等行事の審判・講師を担当する。
- 2 審判技術の向上を図るために、必要に応じて審判講習会を開催する。
- 3 審判講習会の講師には、横浜市少年野球連盟学童部及び神奈川県少年野球連盟学童部等の上部団体より援助を頼むことができる。
- 4 新審判員を養成するために、会員・賛助会員の指導者及び成人者に公認審判員養成講習会を受講するよう積極的に働きかける。

第20条 『審判部長』

- 1 審判部を代表して、審判部長1名を任命する。
- 2 審判部長は、理事会の承認をもって選出する。
- 3 理事会の承認を得て、審判部長を補佐する副審判部長を若干名選出する。
- 4 審判部長は、各球場への審判員の派遣先を決定する権限を有する。

第21条 『審判員の任期』

審判部長及び副審判部長の任期は1期2ヶ年とする。但し、再選は妨げない。

第6章 会議

第22条 『会議の種類』

本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第23条 『理事会』

- 1 理事会は前第4章、第11条の役員を以て構成する。
- 2 理事会は春秋二回の大会前に理事長が招集し、本連盟の定時理事会とする。
- 3 会長・理事長が必要と認めた時、又は理事の半数以上が要求した時は、臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会には選出理事が事故ある時は、他の理事に代理を委任することができる。尚、委任を受けた理事はその議決権を行使できる。
- 5 理事会は次の事項を議決する。
 - イ 事業計画
 - ロ 予算と決算
 - ハ 役員の選出
 - ニ 規約の改正
 - ホ その他必要事項

第24条 『常任理事会』

- 1 常任理事会は必要に応じて会長又は理事長が招集する。
- 2 常任理事会は、前第4章、第11条の役員の内、理事を除いたメンバーで構成する。
- 3 常任理事会は次の事項を審議する。
 - イ 理事会に提出する議案を審議決定する。
 - ロ 緊急を要する事項で理事会に諮る暇のない時は、これを議決することができる。但し、次の理事会に報告しなければならない。
 - ハ その他必要事項

第25条 『議決と定足数』

- 1 会議の議長は会長または理事長が執行し、出席人数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 2 会議はその構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。委任状は出席と認める。

第7章 会計

第26条 『運営会計』

本連盟の経費は下記の収入で運営する。

- 1 事業収入
- 2 補助金
- 3 賛助金
- 4 その他の収入

事業収入とは、大会参加料、又は各大会に付随して生ずる収入を言う。

補助金とは、公共機関よりの事業補助金を言う。

賛助金とは、本連盟の主旨に賛同する者よりの各種寄付金を言う。

その他収入とは雑収入を言う。

第27条 『会計担当』

会計担当者は、常任理事の内から1名を理事会で選出する。

第28条 『会計年度』

本連盟の会計年度は毎年2月1日に始まり翌年1月31日の1年間とする。

但し、収支決算は2期にわたって実施する。

上期は2月1日より7月31日、下期は8月1日より翌年の1月31日とする。

第29条 『会計報告』

会長は毎会計年度、収入支出決算書を作成して理事会の承認を得ることとする。
又、収支決算書及び証書類を監査役の監査を得て理事会の承認を得ることとする。

第8章 委員会

第30条 『委員会等』

本連盟は必要に応じて、次の委員会を置く。

- 1 審査委員会は、会員の資格、紛争、不正などを審議する。
- 2 表彰委員会は、表彰に関することを担当する。
但し、審査委員会及び表彰委員会は常任理事会が兼務する。

第9章 弔慰金・見舞金

第31条 『弔慰金』

本連盟の役員・審判員の香典については、原則次の通りとし、金額の増減・生花等については、会長・理事長の協議の上決定する。

連盟役員・審判員

本人	20,000円	配偶者	10,000円
----	---------	-----	---------

第32条 『見舞金』

本連盟の役員・審判員の見舞金については、一週間以上の入院の場合次の通りとする。

連盟役員・審判員

本人	10,000円
----	---------

第10章 付 則

第33条 『雑 則』

本規約に定めのない事項については、理事会において協議し、定めるものとする。

第34条 『施行期日』

本規約は昭和55年4月1日より施行する。

本規約は平成15年4月1日一部規約改正を行い施行する。

本規約は平成21年4月1日一部規約改正を行い施行する。

本規約は2013(H25)年2月1日一部規約改正を行い施行する。

本規約は2023(R05)年2月5日一部規約改正を行い施行する。